

税収の伸張性と地方税・国税比率の動向*

渡 部 尚 史

1. はじめに

本稿は戦後の地方税・国税比率の変化を辿り、税収の伸張性を数量的に検証することを目的としている。

周知のとおり、租税構造の指標にはいくつかあるが、地方財政の視点からは地方税と国税の量的関係すなわち地方税・国税比率が財政集権化を表す重要な指標となる。この点に関して、成熟期の資本主義国では地方税・国税比率が低下して、中央集権化が進むというポーピッツの法則が主張されている。本稿ではこれを税収の伸張性の差として捉えて、租税の集権化の側面から財政集権化の問題に接近する。

この税収の伸張性は地方税原則においても重視されている。たとえば自治省税務局編〔4〕は地方税原則の1つとして税収の伸張性を挙げており、道府県民税、事業税、自動車税、不動産取得税、軽油引取税、市町村民税等がこの趣旨に沿う税であるとしている。⁽¹⁾

また地方税には国税と比べて伸張性に乏しい税目が多く配分されているとする意見もある。これらの見解は上述の法則の妥当性とも関連しており、税収の伸張性を数量的に分析することが必要と思われる。

* 本稿の計算は神戸商科大学・齊藤清助教授の開発されたXCAMPUS を利用している。詳しくは齊藤清『XCAMPUS 基本機能編—大学用多変量処理拡張システム(Ⅲ)—』研究資料No.52、神戸商科大学経済研究所、1983年等を参照のこと。

(1) 自治省税務局〔4〕p. 4。

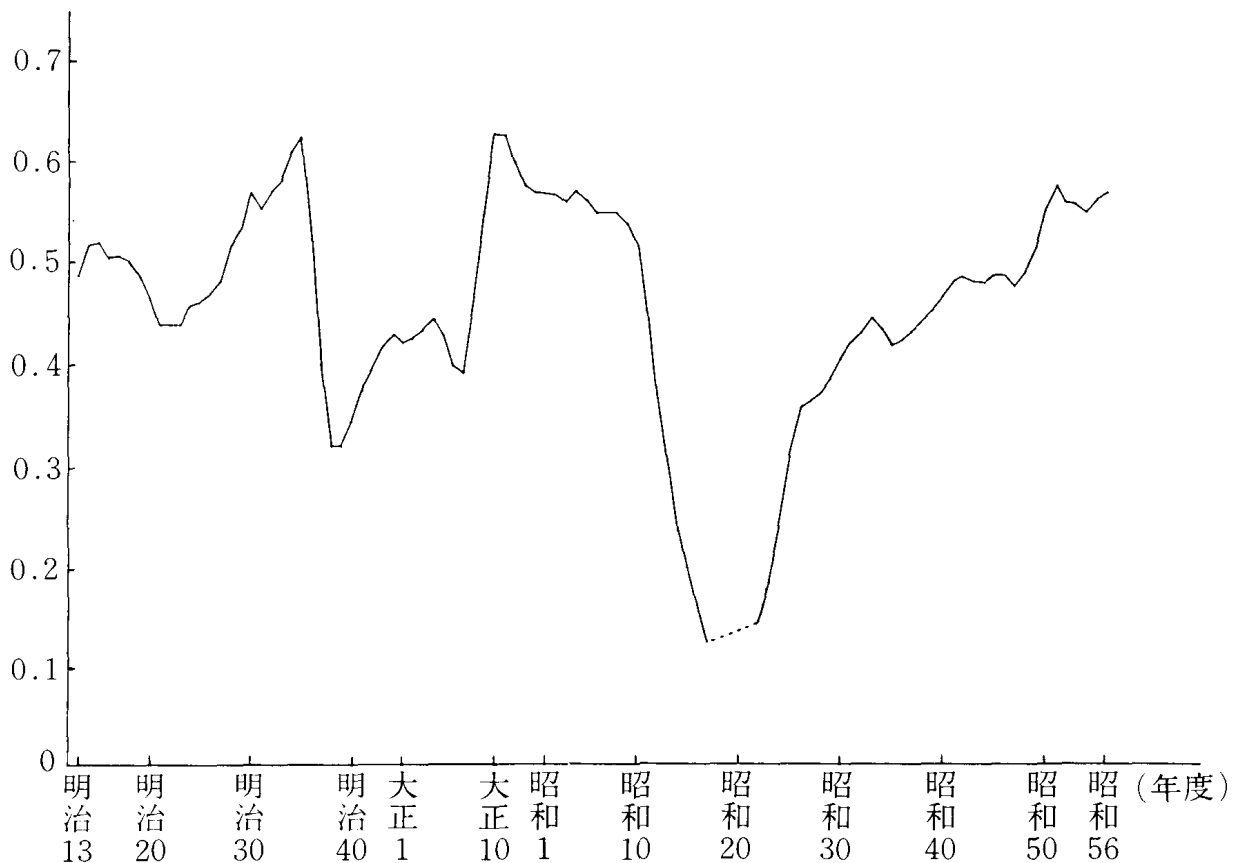
そこで次の順序で議論を進めることにしたい。第2節では過去約100年間の地方税・国税比率を掲げて、戦後この比率が着実に上昇していることを確認したうえで、若干の概観を行う。第3節では昭和30年度以降の観察期間を2期間に区分して、地方税および国税について税収の年平均増加率を主要税目別に計測する。さらに戦後上昇過程にある直間比率と地方税・国税比率の関係を検討し、直間比率が地方税・国税比率の上昇にいかなる影響を与えているのかを示したい。第4節では伸張性を地方税収の国民所得弾性値と捉えて、その動向を検討する。

2. 地方税・国税比率の概観

まず始めに、明治以降の地方税・国税比率の推移を時系列で見てみよう。

第1図から明らかなように、中長期的には大きな変化を読みとることができる。とくに付加税中心の税制が実施されていた戦前は波動があるものの、大正末から昭和初期にかけての時期に高い水準にあったことがいえる。また独立税中心になった戦後は歴史的にみて相当に低い水準から出発したにもかかわらずほぼ一貫して上昇した結果、過去100年間で最高の水準に達したのである。これは昭和30年度から57年度のタイム・トレンドで見ると、年平均0.0064ポイントずつ上昇したことになる。このように戦後地方税の比重が着実に高まったことは地方財政の立場からみると、実に興味のある事実である。⁽²⁾

いうまでもなく、地方税は道府県税と市町村税の合計である。したがって地方税・国税比率は、 $(1 + \text{市町村税} \cdot \text{道府県税比率}) \times \text{道府県税} \cdot \text{国税比率}$ と書き直すことができる。つまり地方税・国税比率は租税の集権化を表す2つの指標に分解して考えることができる。第2図はこれらの比率の動向を示したものであるが、このうち市町村税・道府県税比率の動きが注目される。昭和45年度までは下落傾向にあり、地方税・国税比率を下げる方向に作用したのである。他方、道府県税・国税比率は昭和45年度までは上昇傾向にあったが、最近10年



(出所) 昭和39年度までは日本銀行統計局編『明治以降本邦主要経済統計』日本銀行統計局、昭和41年。その後は国税については大蔵省編『財政統計』各年度版、大蔵省印刷局、地方税については自治省編『地方財政白書』各年度版、大蔵省印刷局。

(注) 3カ年移動平均値。

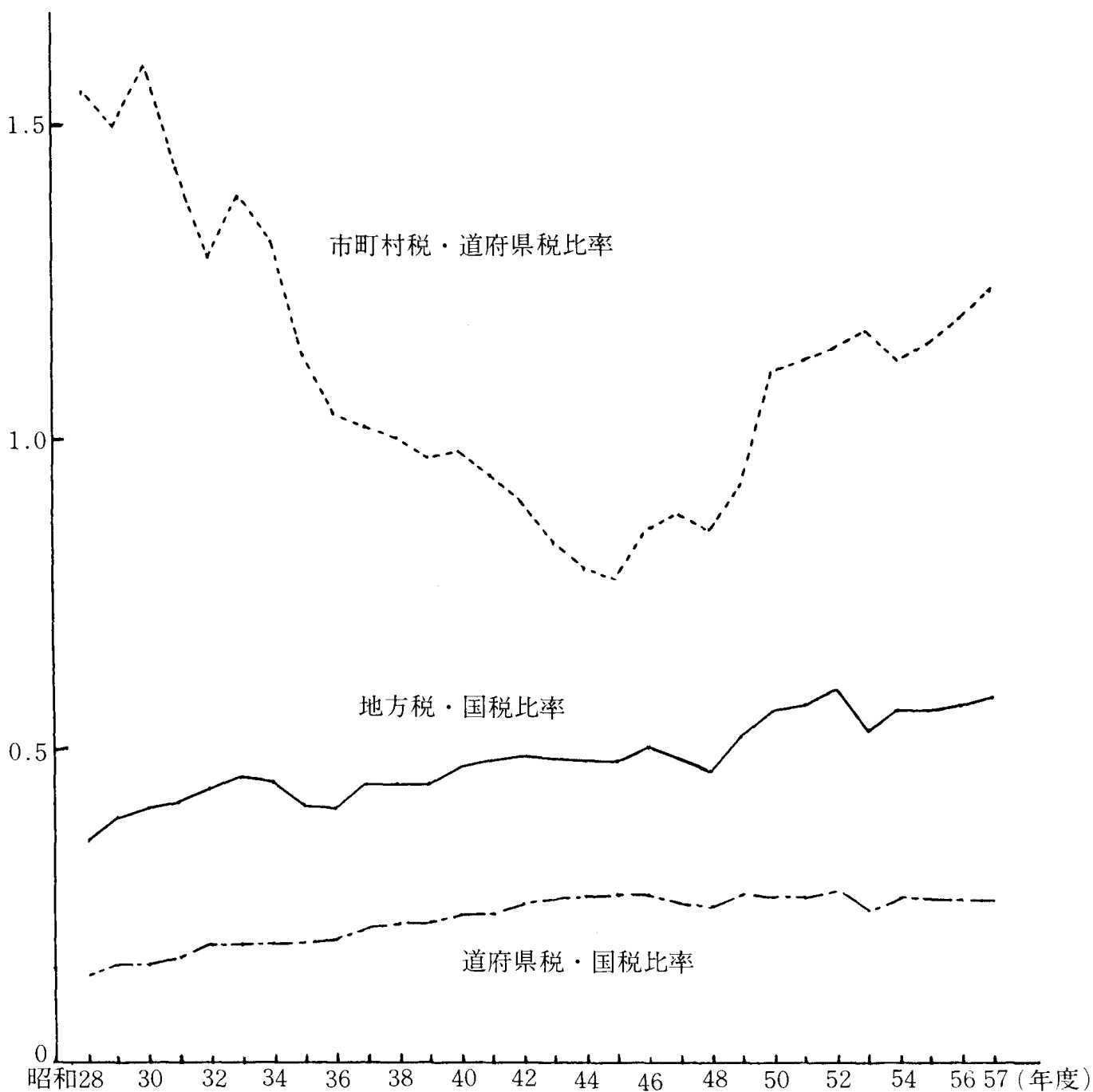
第1図 地方税・国税比率の長期的推移

間余りはおおむね横ばいないし下落傾向にある。このように地方税・国税比率の動きを規定する2つの比率は必ずしも常に上昇に寄与したわけではなかったのである。昭和45年度までは道府県税・国税比率が、その後は市町村税・道府県税比率が上昇の原因といえる。

また第2図の概観から、地方税制の抜本改正後の観察期間を昭和30年度から45年度までの第I期と昭和46年度以降の第II期に分割するのが適当であろう。

- (2) ここで取り扱うのは徴収額に関する国と地方の割合である。地方譲与税、地方交付税を調整した実質配分額でも、地方税・国税比率は過去20余年間にわたって上昇傾向にある。

税収の伸張性と地方税・国税比率の動向



(出所) 地方税は自治省編『地方財政白書』各年版、大蔵省印刷局、国税は大蔵省編『財政統計』各年度版、大蔵省印刷局。

第2図 戦後の地方税・国税比率の推移

3. 主要税目の年平均増加率

課税ベースを基準にして租税を個人所得課税、法人所得課税、資産課税、支出課税に大別すると、地方税と国税の間に構造的な差があることはいうまでもない。上述した地方税・国税比率の趨勢的上昇はこの租税構造の差によるところが大きいと思われる。そこでこの点に着目して税目の年平均増加率を期間ごとに計算したのが第1表である。

まず第1期は地方税が15.0%、国税が13.8%と年平均増加率にあまり大きな差はみられないが、道府県税の伸びは市町村税のそれをかなり上回っている。これは道府県税の主要税目である道府県民税が19.7%、事業税が15.6%と高い値を示す一方で、市町村税の主要部分を占める市町村民税と固定資産税の伸びが低いためである。この結果、道府県税収は昭和39年度に市町村税収を上回るようになった。こうした傾向を昭和29年度の地方税制改正以来の道府県重視政策の達成とする見方がある⁽³⁾。実際、この期間における年平均増加率を詳しくみると、道府県固有の税目である法人事業税が16.7%、自動車税が21.9%、料理等飲食消費税が14.4%であるのに対して、市町村固有の固定資産税は10.7%⁽⁴⁾、電気ガス税は9.3%にすぎない。このように伸張性に富む税種が道府県に配分されていたことがわかる。

また国税では酒税や専売納付金をはじめとする支出課税が低い伸びに終わり、地方税・国税比率の上昇の原因となっている。このことはすでに直間比率の分析で明らかにされているとおりである。

しかし第Ⅱ期になると、増税政策がとられることもあり、租税全体の年平均増加率は前期をわずかに下回るにすぎない。この状況のなかで市町村税は逆に前期よりも高い伸びを示している。これは所得課税（市町村民税）、資産課税

(3) 佐藤・宮島〔8〕p. 153。

(4) 設備投資の旺盛さを反映して償却資産からの税収は年率14.2%伸びたが、土地は7.2%、家屋は10.8%の増加率にとどまった。

税収の伸張性と地方税・国税比率の動向

第1表 税目別の年平均増加率

(単位 %)

区 分	第I期 (昭和30— 45年度)	第II期 (昭和46— 57年度)	全 期 (昭和30— 57年度)
地方税	15.0	13.2	15.2
道府県税	17.3	11.4	15.6
個人所得課税	17.3	13.8	17.0
道府県民税	22.0	14.8	19.6
事業税	8.0	3.5	6.8
法人所得課税	16.7	10.6	14.8
道府県民税	16.7	12.1	15.3
事業税	16.7	10.3	14.7
資産課税	19.5	12.5	18.2
不動産取得税	18.6	9.8	15.6
自動車税	21.9	13.7	19.6
自動車取得税	28.5	12.4	13.5
支出課税	17.9	10.1	14.5
道府県たばこ消費税	12.3	10.1	11.4
料理飲食等消費税	14.4	9.9	13.7
軽油引取税	26.7	11.1	17.3
市町村税	12.8	14.9	15.0
個人所得課税	14.7	16.3	16.9
市町村民税	14.7	16.3	16.9
法人所得課税	16.9	15.3	17.2
市町村民税	16.9	15.3	17.2
資産課税	11.3	14.2	14.2
固定資産税	10.7	14.1	13.6
都市計画税	18.3	16.3	19.7
支出課税	11.5	13.4	12.1
市町村たばこ消費税	14.4	10.1	12.6
電気ガス税	9.3	13.2	10.8
国 税	13.8	11.6	13.9
個人所得課税	15.5	11.8	15.3
所得 税	15.8	12.5	16.2
法人所得課税	15.4	11.0	14.5
法 人 税	15.4	11.1	14.4
資産課税	17.6	7.9	17.3
支出課税	11.5	11.3	11.7
酒 税	8.9	9.6	9.1
揮 発 油 税	19.8	11.0	14.8
物 品 税	15.9	10.4	14.4
印 紙 収 入	13.7	13.9	15.1
専 売 納 付 金	5.6	10.1	7.8
関 税	16.4	7.1	10.4
租 税 総 計	14.2	12.1	14.4

(出所) 第2図と同じ。

(固定資産税⁽⁵⁾、都市計画税)が貢献しているためである。一方、道府県税の所得課税(道府県民税、事業税)と資産課税は上とは対称的に増加率を下げている。市町村税に固有の税目が道府県税のそれよりも伸張性に富んでおり、前期とは逆の現象が確認されることは重要である。

そこで全期(昭和30-57年度)でも地方税と国税の間には1.3ポイントの差がある。そして課税ベース別では、個人所得課税、法人所得課税が高い伸張性を示し、ついで資産課税となっており、支出課税はこれらと比べると伸張性は低い。したがって支出課税の比重の少ない地方税は全体として国税を上回って増加する。このことから地方税・国税比率と直間比率との対応が想像される。

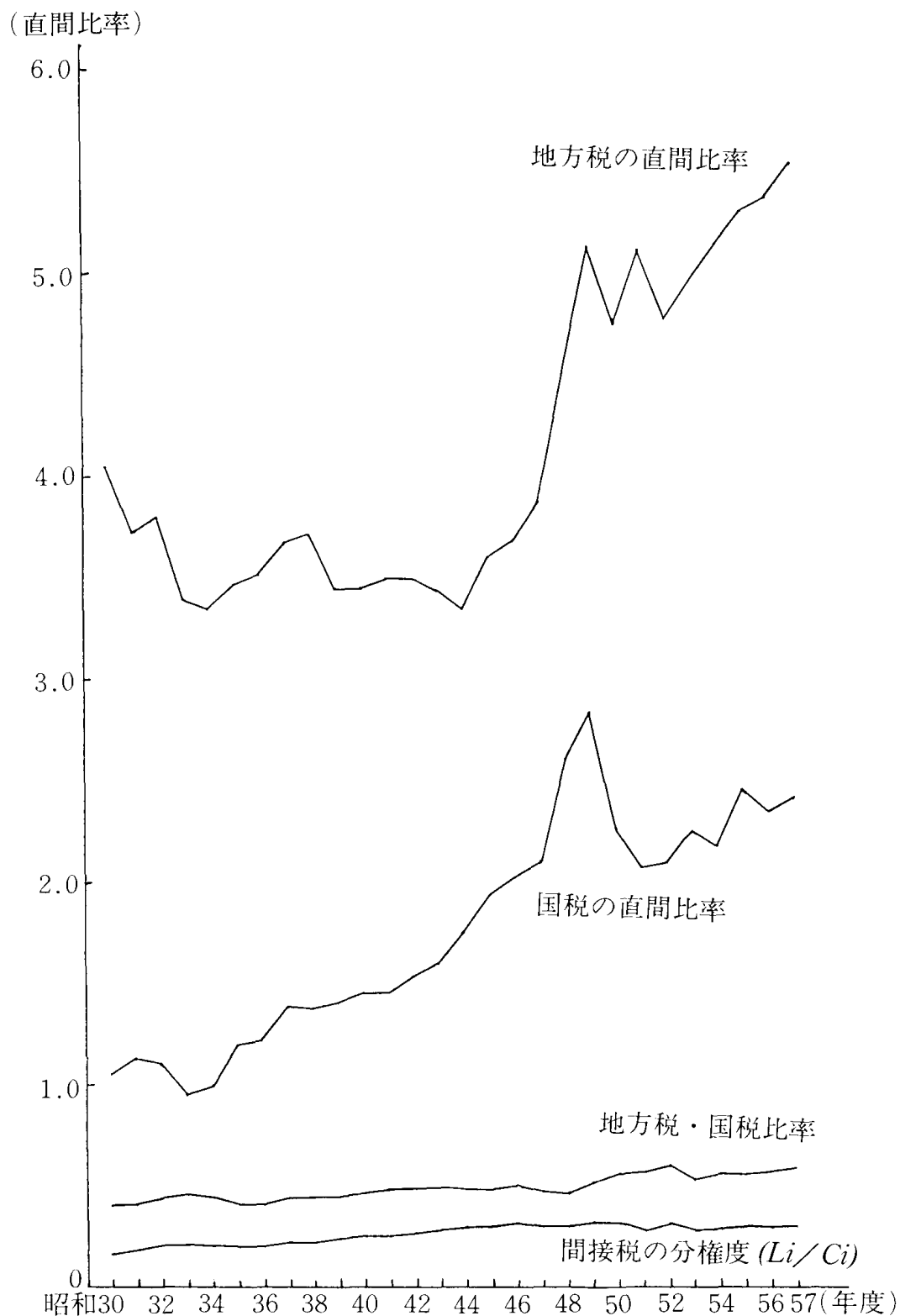
租税構造の代表的指標である直間比率は戦後、地方税、国税のいずれにおいても上昇しているが、地方税・国税比率と直間比率の間には次のような関係が成立する。地方税の直接税収を L_d 、間接税収を L_i 、国税の直接税収を C_d 、間接税収を C_i とすると、

$$r = \frac{\frac{L_i}{C_i} \left(1 + \frac{L_d}{L_i} \right)}{1 + \frac{C_d}{C_i}}$$

と表すことができる。ここで地方税の直間比率 L_d / L_i 、間接税の分権度 L_i / C_i のいずれが上昇しても地方税・国税比率 r は上昇する。一方、国税と直間比率 C_d / C_i が上昇すれば r は下落する。実際に昭和30年度から57年度までの時系列で地方税・国税比率の動向を決定するこれらの要因の動きを示すと、第3図のようになる。

(5) 詳しく述べると、土地が17.1%、家屋が14.2%、償却資産が9.6%、交付金・納付金が11.4%の増加率であった。

税収の伸張性と地方税・国税比率の動向



(出所) 昭和53年度までは自治省税務局編〔4〕p. 105-106、その後は自治省編『地方財政白書』各年版、大蔵省印刷局。

第3図 直間比率の動向

まず第Ⅰ期には国税の直間比率は昭和33年度までは低下しており、地方税・国税比率を引き上げる方向に作用したが、その後は引き下げの効果があつた。一方、地方税の直間比率はこの期間に低下ないしは停滞状態にあつたので、地方税・国税比率の上昇は間接税の分権化によるものである。前節の分析と関連させると、国税の間接税は支出税に相当し、地方税の間接税は支出課税と資産課税（不動産取得税や自動車取得税など）に対応するので、当然の結果といえる。

第Ⅱ期になると直間比率は石油危機後に変動したものの、いずれも上昇傾向にある。一方、間接税の分権度はほぼ停滞したので、地方税の直間比率の上昇が決め手になって地方税・国税比率が上昇した。⁽⁶⁾

4. 地方税の所得弾性値

地方税には財政需要の増大に対処するために伸張性に富むことが求められ、地方税原則の1つに挙げられている。この伸張性は単に税収の増加率ではなく、税収の国民所得弾性値と見ることもできる。この場合、伸張性に富む税目とは弾性値が比較的大きな値をとるものを指すことになる。⁽⁷⁾

そこで前節の租税分類に応じて税収の国民所得弾性値を計測してみよう。ただし、国民所得は税収との相関を考慮して歴年データを用い、さらにトレンドを見出すために弾性値は5カ年移動平均値を求めることにする。

まず道府県税について石油危機後個人所得課税や法人所得課税が急速に弾性値を高めて、1.5を上回る水準に達した。資産課税や支出課税はこれらの所得課税と対比すると、弾性値が低くしかも最近は低下している。

(6) 但し、地方税の直間比率はきわめて高いので、直接税の比率がわずかに変化しても直間比率は大幅に変動する。

(7) 自治総合センター〔5〕に所収の牛嶋正「地方行政の量的・質的变化と住民負担のあり方―主として、市町村税を中心に―」p.189。

市町村税も同じく所得課税が伸張性に富んでおり、最近は2前後の高い値を示している。また支出課税も電気・ガス税が寄与して比較的弾力的であることがわかる。資産課税は安定的に推移しているが、これらと比べると弾性値が低い。

これらの成果をふまえて地方税と国税の所得弾性値を比較対照すると第2表のようになる。あきらかに実収入額からみるかぎり、伸張性に富む税目が地方に配分されている⁽⁸⁾。とくに個人所得課税は地方税のほうが累進度が低いにもか

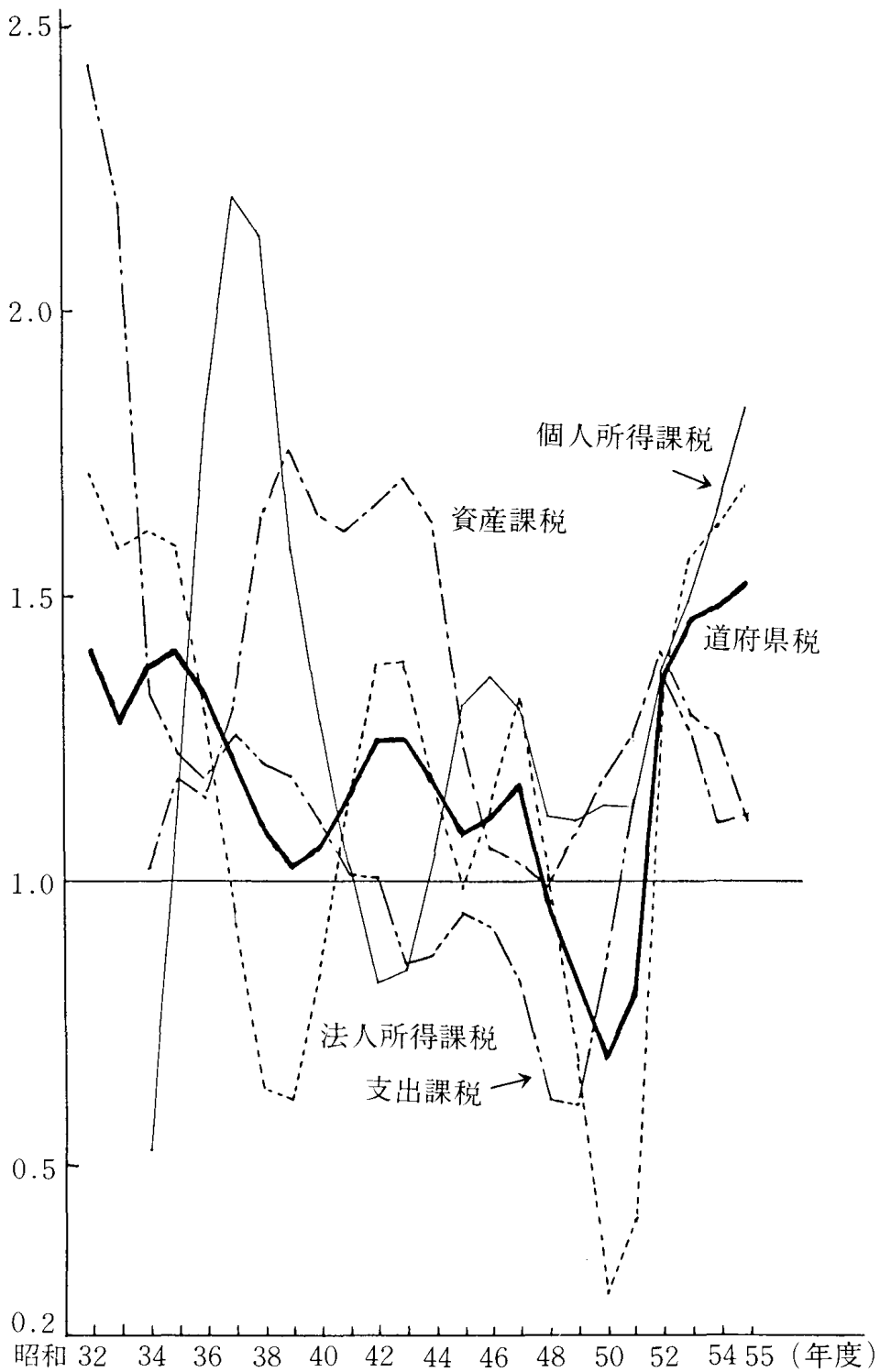
第2表 国税と地方税の国民所得弾性値（第II期）

区 分	国 税	道 府 県 税	市 町 村 税
個人所得課税	所 得 税 (1.138)	住 民 税 (1.374)	住 民 税 (1.501)
	小 計 (1.138)	事 業 税 (0.205)	
法人所得課税	法 人 税 (1.038)	小 計 (1.267)	小 計 (1.501)
	小 計 (1.038)	住 民 税 (1.116)	住 民 税 (1.439)
資 産 課 税	相 続 税 (0.689)	事 業 税 (0.951)	小 計 (1.439)
	小 計 (0.689)	小 計 (0.977)	固 定 資 産 税 (1.311)
	酒 税 (0.867)	不 動 産 取 得 税 (0.892)	都 市 計 画 税 (1.496)
支 出 課 税	揮 発 油 税 (1.007)	自 動 車 税 (1.268)	小 計 (1.329)
	物 品 税 (0.965)	小 計 (1.159)	た ば こ 消 費 税 (0.915)
	専 売 納 付 金 (0.927)	た ば こ 消 費 税 (0.915)	電 気 ガ ス 税 (1.173)
	小 計 (1.031)	料 理 飲 食 等 消 費 税 (0.932)	
		軽 油 引 取 税 (0.995)	
総 計	国 税 計 (1.062)	小 計 (0.922)	小 計 (1.209)
		道 府 県 税 計 (1.054)	市 町 村 税 (1.384)

(出所) 税収は第2図、国民所得は第4図と同じ。

(注) 国民所得は歴年の値を用いている。

(8) 所得税や法人税の税率構造からみて税制改正をしなければ一般に国税の方が地方税に比して弾力的になると思われる。したがって地方税の方が伸張性に富むのは地方税を充実させる税制改正がおこなわれてきたためとする考え方もありうる。しかし本稿ではこの点を検証できなかった。今後の研究にまつことにしたい。

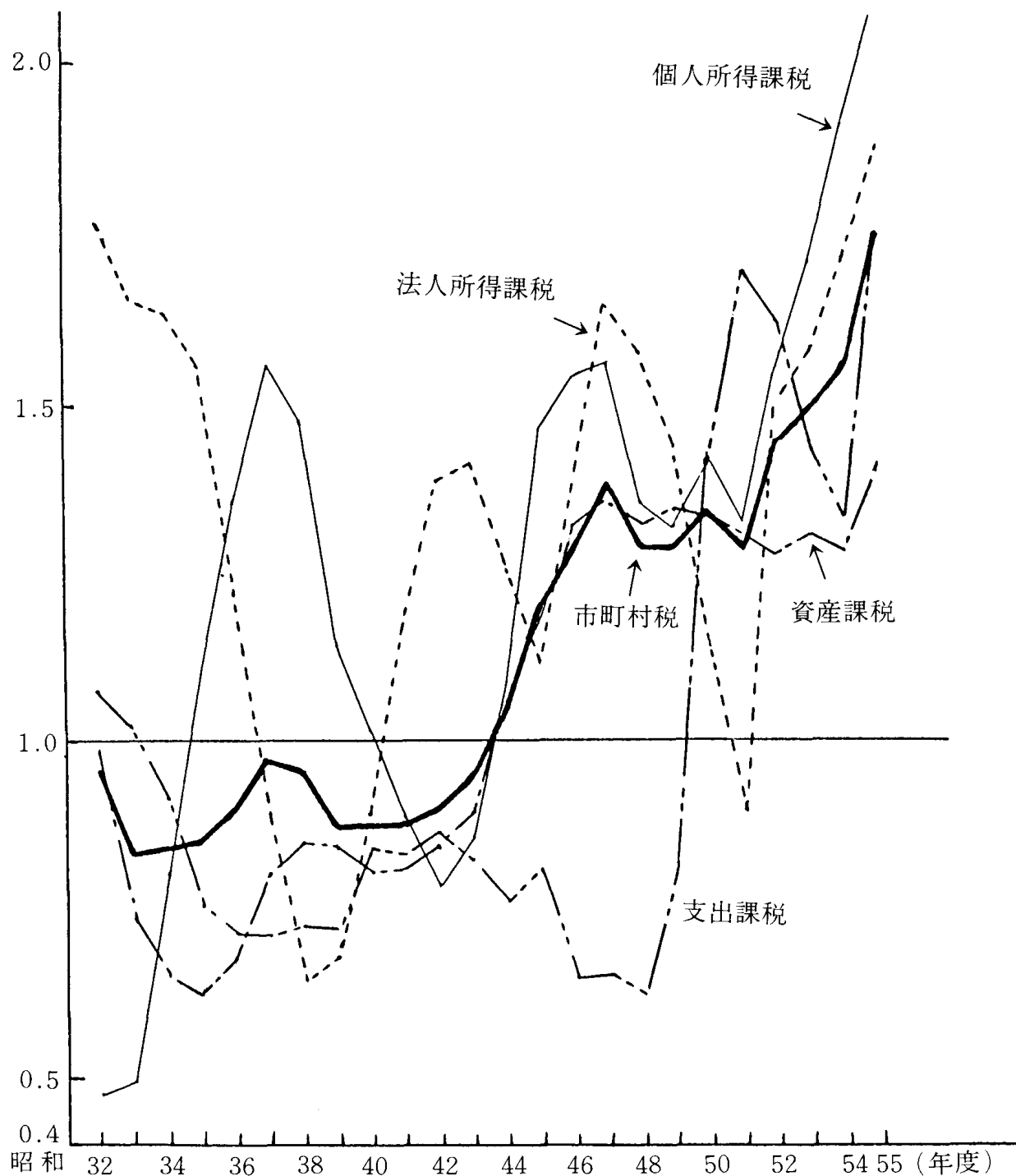


(出所) 地方税は第2図と同じ。国民所得は経済企画庁編『国民所得白書』『国民所得統計年報』『国民経済計算年報』各年版、大蔵省印刷局。

(注) 暦年の国民所得に対する5カ年移動平均値。なお法人所得課税の49-51年度の推定値は統計的有意性がかなり低い。

第4図 道府県税の所得弾性値の動向

税収の伸張性と地方税・国税比率の動向



(出所) 第4図と同じ。

(注) 暦年の国民所得に対する5カ年移動平均値。

第5図 市町村税の所得弾性値の動向

かわらず、弾性値が高い。資産課税も固定資産税や都市計画税などの地方税目が伸張性に富んでいる。また課税ベース別にまとめるとおおむね所得課税、資産課税、支出課税の順に所得弾性値が高いことが確認され、一般に受け入れられている見解が妥当するといえるだろう。

5. おわりに

本稿では地方税・国税比率の動向を基礎に税収の伸張性を検証してきた。その結果、伸張性を税収の年平均増加率あるいは国民所得弾性値として捉えると地方税は課税ベースのいずれでも国税よりも伸張性に富んでいることがわかる。しかも税収の多くを占める個人所得課税および法人所得課税の弾性値は地方税と国税の間で大きく異なっており、これが地方税・国税比率の上昇の原因である。

このように伸張性に富んだ税目が地方税に配分されていることは地方財政の観点からすると望ましいことかもしれない。しかしすでに指摘されているように伸張性に富む税目は安定性に欠けることがあり、地方税原則に挙げられる伸張性と安定性は両立しない可能性がある。前節の第4図、第5図からも法人所得課税についてこの見方が当てはまることが推察される。伸張性と安定性の関係を詳細に検討することが今後に残された課題である。

また数量分析にあたって租税関数を推定して地方税・国税比率を最終的に説明するアプローチがある。それによって、税源と税率の両面から伸張性を決定する要因を明らかにする手掛りが与えられるであろう。

参 考 文 献

- 〔1〕 藤田晴「直間比率の経済分析」『大阪大学経済学』第32巻第2・3号、1982年、pp. 187-197。
- 〔2〕 Giertz,J.F.(1983). "State-Local Centralization and Income: A Theoretical Framework and Further Empirical Results," *Public Finance*, Vol.38, No.3, pp.398-408.
- 〔3〕 井藤半弥『地方財政学総論』千倉書房、1971年。
- 〔4〕 自治省税務局編『地方税制の現状とその運営の実態 昭和56年4月』地方財務協会、1981年。
- 〔5〕 自治総合センター（地方税制合理化方策等調査研究委員会）『地方税制の基本的あり方に関する報告』地方財務協会、1984年。
- 〔6〕 Musgrave,R.A., *Fiscal Systems*, New Heven and London:Yale University Press, 1969（邦訳 木下和夫監修・大阪大学財政研究会訳『財政組織論』有斐閣、1972年）。
- 〔7〕 能勢哲也『財政の計量分析』創文社、1982年。
- 〔8〕 佐藤進・宮島洋『戦後税制史（増補版）』税務経理協会、1982年。
- 〔9〕 Srivastava,D.K.and Aggarwal,P.K.(1979). "Measuring Revenue Concentralization in Federal Fiscal Systems:A Case Study of India, " *Public Finance*, Vol.34,No.3,pp.414-433.
- 〔10〕 宇田川璋仁・古田精司『税制と租税負担』東洋経済新報社、1974年。